

八街市教育委員会議事録

令和5年第11回定例会

期 日 令和5年11月22日(水)

開会 午後 1時25分

閉会 午後 2時25分

場 所 団体研修室

教育長及び 出席委員	教 育 長 教育長職務代理者 委 員 委 員 委 員	浅 尾 智 康 山 田 良 子 吉 田 昌 弘 橋 爪 通 代 近 藤 博
---------------	--	---

出席職員	教 育 部 長 教 育 総 務 課 長 学 校 教 育 課 長 社会教育課長兼中央公民館長兼郷土資料館長 スポーツ振興課長兼スポーツプラザ所長 図 書 館 長 学校給食センター所長 教育総務課副主幹(事務局)	土 屋 武 志 富 谷 和 恵 一 瀬 祐 彦 須賀澤 勲 土 屋 顕 仁 富 谷 のり子 岩 井 濟 幸 野 慎 一
------	---	--

1. 教育長開会宣言

○教育長

ただいまから、令和5年第11回八街市教育委員会定例会議を開会します。

本日の出席委員は5名全員です。

定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

本日の日程は事前に配付のとおりです。

2. 議事録署名人の指定

○教育長

議事録署名人に橋爪委員と近藤委員を指定します。

3. 教育長報告

○教育長

教育長報告を土屋部長よりお願いします。

○教育部長

資料の1ページをご覧ください。令和5年10月26日から11月21日まで、教育長が出席しました主な行事及び動静についてご報告いたします。

10月27日 市議会議場にて、本会議（委員長報告・閉会）に出席いたしました。追加議案を含め、全17議案が可決及び承認され、9月議会を閉会いたしました。

10月29日 スポーツプラザ体育館にて八街修武会主催、市スポーツ協会、市教育委員会後援による八街市剣道大会開会式に出席しました。この大会には小学生低学年、小学生高学年、中学生1年、中学生2・3年、高校生、一般の6部門でトーナメント戦を開催し95名が熱戦を繰り広げました。

同日、中央公民館で開催した第66回市民文化祭、カラオケ舞踊発表会を鑑賞しました。この発表会には、山武市在住のものまねタレントもゲスト出演するなど賑やかに開催され、101名の出演者が日頃の成果を発表しました。

11月1日 特別会議室にて、市国際交流協会の橋渡しにより来日したインドネシアのチアンジュール県中学生10名の市長への表敬訪問に同席しました。その後、八街北中学校を訪問し、生徒会役員たちとハラル仕様の和食給食を共にするとともに歌や踊りをとおし、楽しく交流を図りました。

昨年度から始まったこの事業は、本年で第3回目の実施で、初めて市内全4中学校での交流を行い2日は八街中央中学校、八街南中学校と交流し、4日には八街神社大祭にも参加しました。また、最終日の6日には八街中学校と交流するなど充実した6日間となりました。11月6日、全日程を終了し、市長室で帰国報告を行った後、市内の民間施設「N u t s U p ?」にて、市国際交流協会主催の送別会に参加しました。この送別会には、市長、県議会副議長、市議会議長を来賓に迎え、市内4中学校の校長、八街中学校の生徒、ホームステイ先のホストファミリー等が参加し、笑いあり涙ありの温かい送別会となりました。

11月7日 J R八街駅で、社会教育委員4名の皆様とともに、「子供・若者育成支援強調月間」啓発活動を行いました。この事業は、J R八街駅他3か所で実施し、成田八街地区保護司会1名、更生保護女性会1名、社会教育委員11名、青少年相談員2名及び市と教育委員会の職員、併せて28名が啓発活動を行いました。

11月8日 中央公民館で行われた、八街市小中学校音楽発表会を鑑賞しました。午前の部では各小中学校の合唱、午後の部では八街北小学校と各中学校の吹奏楽部が演奏を行いました。合同開催は、4年ぶりとなり、多くの保護者

が参観していました。各学校ともコロナ明けとは思えない素晴らしい発表で、合同合唱の「翼をください」は圧巻でした。

11月10日 八街北中学校体育館で、八街北中学校と朝陽小学校による地域ミニ集会に参加しました。この集会では、八街市危機管理官の梅木知克氏が講演を行い、地域防災の意識を高めました。講演の後、地域の方々や保護者の方にも参加していただき、4つのグループに分け意見交換を行いました。

11月12日 図書館にて、ジュニア司書等の認定式に出席いたしました。認定式では、ジュニア司書7名とジュニア司書マイスター3名を認定し、教育長より認定証を授与しました。その後、新ジュニア司書及びジュニア司書マイスターより「お薦めの1冊」を紹介し、最後に先輩ジュニア司書と対面し、ジュニア司書活動を互いに頑張ることを決意しました。

11月15日 成田国際文化会館にて、印旛地区教育研究会音楽研究部主催の印旛地区小中学校音楽発表会、中学校の部を鑑賞しました。午前中の合唱の部には、八街中学校が、午後の合奏の部には、八街中央中学校が出演しました。印旛の各部会から選出された20校、674名が演奏を披露しました。4年ぶりに保護者の参観が可能となり、多くの保護者が参観していました。素晴らしい発表の数々に、審査員・来賓ともに驚いていました。

なお、本日は小学校の部が行われており、合唱の部に実住小学校、八街東小学校、合奏の部に八街北小学校が出演しており、午前中私が参観してきましたがとても素晴らしい発表でした。

11月16日 白井市で行われた印旛地区教育委員会連絡協議会研修視察会に山田教育長職務代理者及び橋爪委員、近藤委員とともに参加し、白井市文化会館プラネタリウム、日本中央競馬学校を視察しました。

そのほかの行事につきましては、書面をもって報告させていただきます。

○教育長

若干、補足しますと、11月10日の八街北中学校の県内1000か所ミニ集会ですが、地域防災がテーマとなっていました。保護者や地域の方たちとの検討会の中では今後、自然災害など大きな異常災害に見舞われた時には公的な行政からの支援が行き届くまでには時間がかかりますので、それまでの間は自治会を中心とした各地域でのお互い助け合う共助が重要だという認識を皆さんで新たにしていました。

また11月16日に中央公民館で行われましたPTA連絡協議会の合同研修会では、現在、関東地区のPTA連絡協議会の会長である前八街北中学校のPTA会長の濱詰さんが公演をされました。今、全国的にもPTAの在り方が問題になっており、本来のPTAが果たすべき役割とは何かという視点で非常にわかりやすく、そしてこれからも持続可能な活動の在り方について、さまざまなお話をいただくことができ、参加者の皆様も大変参考になったと感じました。

ただいまの報告に対して、質問等がありましたらお願いします。

<質疑なし>

4. 前回議事録の承認について

○教育長

続いて、議事録の承認についてお諮りします。

前回議事録について10月26日に開催しました第10回教育委員会定例会の議事録の写しをお手元にお配りしておりますが、内容について、ご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしと認め、当該議事録につきまして、後ほど議事録署名人からの署名を頂戴したいと思います。

5. 議題

○教育長

本日の案件は議案第1号の議案1件、第1号報告から第6号報告の報告6件です。

続いて非公開について、お諮りします。

本日の案件を見ますと、第4号報告については教育委員会会議規則第13条第1項第2号「訴訟、審査請求その他争訟に関する事項」に該当し、第5号報告及び第6号報告については同規則同条同項第4号「関係機関との協議を必要とする事項」に該当することから、非公開により審議したいと思いますのご意見ありませんでしょうか。

<異議なし>

○教育長

ご異議無しと認め第4号報告及び第5号報告、第6号報告は非公開により審議することとします。

それでは、議案第1号 八街市要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助実施要綱の一部改正についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○学校教育課長

では2ページ及び8ページ以降の別添新旧対照表をご覧ください。

議案第1号 八街市要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助実施要綱の一部改正につきましてご説明いたします。

就学援助実施要綱の補助対象経費につきまして、新入学用品費及び入学準備費を現行の「60,000円」から「63,000円」にするもので、これは、国の基準額と同額にするものです。

施行期日は、令和5年4月1日からです。以上で、議案第1号の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長

ただいまの説明に対して質問等がありましたらお願いします。

では、施行期日が4月1日、今年度の4月からということになると思いますが、実際に対象となるのは何人ぐらいですか。

○学校教育課長

人数は把握してないところですが遡って差額の3千円を支給する予定です。

○教育長

予算については既に措置されているということですのでよろしいでしょうか。

○学校教育課長

はい。

○教育長

議案第1号について、議案とおりに可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

では異議なしと認め議案第1号について可決することに決定いたしました。

次に第1号報告 令和6年度八街市立幼稚園の入園申込状況について、事務局の報告をお願いします。

○学校教育課長

11月1日から申し込みの受付を開始しました。

昨日11月21日火曜日の午前9時の時点で八街第一幼稚園が24名、朝陽幼稚園が4名の申込み状況となっています。市や各園のホームページの他にポスターを作成いたしまして、公民館や図書館、学童クラブ等に掲示し、随時募集の周知を現在も行っているところです。

○教育長

ただいまの報告につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。

では、引き続き随時募集ということで、周知しているとのことですが、どのような所どのような形でそのチラシを掲示しているのでしょうか。

○学校教育課長

まずポスターについては今のところ公民館、図書館それから学童クラブ16ルームに掲示しています。それからこの後、幼児等対象のイベントや集会等「ひよこクラブ」というものがありますので、そちらの方にも配付したいと考えています。またホームページの方は八街市のホームページ及び各園のホームページを更新し、随時募集について周知をしているところです。

今後また考えられる場所があれば検討していきたいと思っております。

○教育長

その後の追加の応募は、今のところないということでしょうか。

○学校教育課長

はい、ありません。

○教育長

特に、朝陽幼稚園が4名ということですので、今年度在り方について、教育委員会会議でも審議されたところですが、このままですと近い将来また朝陽幼稚園の在り方について、検討しなければならないということも考えられますので、より積極的に園児の募集について、働きかけていただきたいと考えます。

第1号報告については以上とします。

次に第2号報告八街市学校歯科医の委嘱について事務局の報告をお願いします。

○学校教育課長

では第2号報告八街市学校歯科医の委嘱について報告します。

4ページをご覧ください。

令和5年8月14日に八街中学校の学校歯科医が亡くなりになり、八街中学校にはについては朝野崇先生に令和5年10月1日から令和6年3月31日まで委嘱することとなりました。

報告は以上です。

○教育長

この報告につきまして、ご質問等ありましたらお願いいたします。

<質疑なし>

第2号報告は以上とします。

それでは次の第3号報告 八街市区域外就学に関する要綱の一部改正について、報告をお願いします。

○学校教育課長

では第3号報告八街市区域外就学に関する要綱の一部改正について、報告します。

先日10月31日に開かれました就学区域審議会において、近年の通学の際の安全確保のため、より近い学校に就学させたいという、いわゆる「地理的な理由」による指定校変更の申請が増加していること、また、近年の児童・生徒数が減少してきているという現状を踏まえ、就学区域審議委員の皆様と協議していただいた結果、令和6年度より「通学の安全に関する理由」という形で地理的な理由による指定校変更を認めることとする旨の要綱の改正の方針が承認されました。

本来は教育委員会会議の議決をもって改正すべきところですが、次年度からの適用ということで、早急に保護者への周知が必要となることから、今回は教

育長の臨時代理により、11月1日付けで要綱を改正させていただきました。既に保護者への文書配布や市のホームページ、SNSによる周知並びに指定校変更事務を進めています。

これからの時期はちょうど、来年度の教員配置の根拠となる各学校、学年の児童・生徒の見込み数から学級数を算定する時期にも重なりますので、北総教育事務所にもこの件については既に伝え、今後、指定校変更等による児童・生徒数の変動については、北総教育事務所と市教育委員会で一層、連絡を密にしながらか進めていくことを確認したところです。

今のところ、この件を踏まえての問い合わせが1件あったものの、まだこの制度改正による大きな指定校変更の動きにはつながっていないものと認識しておりますが、今後も適切に対応してまいります。

○教育長

ただいまの報告について、質問等がありましたらお願いします。

では、第8号が加わって「ただし受け入れる学校の収容力が将来的にも余裕があること」という条件が付されていますが、特にこの条件に合いそうな学校というのは想定されるのでしょうか。

○学校教育課長

今までこれができなかったのは、八街東小学校近くの文違地域については距離的に遠いにもかかわらず朝陽小学校に通っていたところがありますので、対象校としては、八街東小学校を考えております。

○教育長

収容力については八街東小学校は今の時点では将来的に余裕があるのでしょうか。

○学校教育課長

はい。そのとおりです。

○教育長

このような状況も踏まえて今回臨時代理の方で対応させていただいたところです。

では第3号報告は以上とします。

次に教育委員の報告があります。まず先ほど教育長報告にありましたが、11月1日から11月6日にかけて市内各中学校で行われたインドネシア共和国から来日した中学生との交流の様子について、吉田委員から報告をお願いしたいと思います。

○吉田委員

先ほど部長からも報告がありましたが、11月1日から11月6日までイン

ドネシアのチアンジュールから10名の生徒とスタッフが4名という14名の人が来ました。

教育委員会のご協力を得て、今回は4校の中学校全てで歓迎会、それから授業参観や授業参加という形で、ものづくりなどをさせていただきました。北中はインフルエンザで全校ということにはなりませんでしたが、生徒会の役員が中心となって非常に歓迎していただきましたので、大変子どもたちが興味を持っていました。

それから給食ですが、ハラル料理を給食センターで作っていただきました。私はハラルの弁当も食べたのですが、弁当に比べ、大変おいしい給食を作っていただきました。子どもたちも非常に喜んでいました。

それから祭りの参加について、11月3日の八街の祭りに合わせてインドネシアから来たので、三区の区長さんの協力を得まして、山車を引く体験を4日の午後から経験させていただきました。

やはりインドネシアとは祭りの形式がちょっと違うので、日本ではこういう祭りなんだと大変驚き、それから踊りは好きなものですから、祭りの随所随所で踊りを行い、日本の子どもたち以上に大はしゃぎしていました。踊り好きな子にとって、祭りが大変楽しみだということです。

もう一つ、1回目と違うところがホームステイでした。実は八街でホームステイをするのは無理ではないかなと思っていたのですが、9軒のホームステイの受入れがありまして、大抵お年寄りの家で1番最高齢は80歳のお母さんと60歳の娘さんというところにも受け入れていただいたのですが、同じ年代の子供がいらっしやった2軒ぐらゐの家にホームステイをした子達は、大変有意義な生活で非常に喜んでおりました。合計4日間ホームステイを経験できまして、大変良い交流になったのではないかと思います。

今回2回目ということで、交流も少しずつまた進めて、希望としては、やはりこちらからもという話も出ているところで、このような計画をしていくつもりであります。またその時はご協力をよろしくお願いします。

10人とも感動し、泣きながら成田空港を去っていきました。

○教育長

この様子について、ケーブルネット296や千葉日報などの新聞でも紹介されましたが、ハラル給食については他の自治体の取組みでもあまり例はないかと思えます。一緒に食事をする場面を設定できたというのはとても良い試みだと思えますので、給食センターの皆さんに本当に感謝しております。ありがとうございました。

続きまして、11月16日に行われました、印旛地区教育委員会連絡協議会研修視察について、近藤委員からお願いします。

○近藤委員

印旛地区教育委員会連絡協議会研修視察ということで、白井市の方が担当をしていただいて、2か所の施設を見学させていただきました。

はじめに白井市のプラネタリウムに行きました。プラネタリウムの中に入って、投影をして、非常にわかりやすい説明をしていただきました。

プラネタリウムは今年誕生100周年ということで、さまざまな企画があり、当日は子供たちが書いたプラネタリウムに関する未来の絵を投影していただきました。

またこのプラネタリウムは日頃、学校教育の中でも位置付けられていて、市内の子どもたちが計画的に利用しているということで、大変わかりやすく良い施設だと思いました。また、あのプラネタリウムの中は30分あまりだったんですが、プレゼンテーション資料が非常に分かりやすく、最後はそのプラネタリウムの当日の夜空というのを紹介していただいたり、非常に充実した説明をいただきました。

2か所目はJRA競馬学校というところですが、ここはJRAが騎手と厩務員を育てるための学校で、一般の学校とは全く違い、専門学校とも違う独自のカリキュラムを行っているということで、説明と施設見学をさせていただきました。騎手の方は、非常に厳しい世界で2023年では197名の募集に対し、合格は10名で、そして3年間のカリキュラムの中で騎手になるための専門の育成が行われています。特に体重制限は大変で、年齢によるのですが、17歳で49キロを超えるとダメで、何回か警告があると退学という厳しい世界で、私など入学もできないと思いましたけど、非常に厳しいトレーニングと自己管理が必要ということでした。また、日曜日は馬への朝の給餌が終わればこの日だけは外出することができるそうです。お菓子は申告すれば食べることができるそうですが、ただ毎朝の体重測定はあるということで、非常に厳しい3年間で、特別な学校だと思いました。しかし、一つ筋が通っていて、凛とした感じがしました。

後半は厩舎などの施設を見学し、奥の方には1400メートルのコースがあり非常に広いです。実際に使えるコースで毎日調教をしたり、馬のトレーニングをする体育館や、厩務の場所を見せていただいて、1つの目的を持った学校の在り方を勉強することになりました。

ありがとうございました。以上です。

○教育長

では以上で、教育委員報告を終わりにします。

それではここからの審議は非公開となります。

第4号報告 専決処分について

学校給食センター長が説明を行った。

第5号報告 令和5年度八街市一般会計教育費予算の補正について

各課等の長が説明を行った。

第6号報告 専決処分について

教育総務課長が説明を行った。

○教育長

それでは以上で、本日の議題は終了しました。

6. その他

○教育長

その他について、事務局から何かありますか。

<特にありません>

7. 教育長閉会宣言

○教育長

それでは、本日の日程はこれをもって終了し、閉会とします。
ありがとうございました。

令和5年第11回八街市教育委員会定例会議事日程

令和 5年11月22日(水)
午後1時30分 団体研修室

定例会

第1 教育長開会宣言

第2 議事録署名人の指定

第3 教育長報告

第4 前回議事録の承認について

第5 議 題

(1) 議決事項

議案第1号 八街市要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助実施要綱の一部改正について

(2) 報告事項

第1号報告 令和6年度八街市立幼稚園の入園申込み状況について

第2号報告 八街市学校歯科医の委嘱について

第3号報告 八街市区域外就学に関する要綱の一部改正について

第4号報告 専決処分について

第5号報告 令和5年度八街市一般会計教育費予算の補正について

第6号報告 専決処分について

第6 その他

第7 教育長閉会宣言

教育長報告

令和5年10月26日～令和5年11月22日

日付	曜日	時間	場所	内容
10/26	木	9:00	八街北小学校、八街東小学校	学校訪問
〃	〃	13:30	団体研修室	教育委員会定例会議
〃	〃		川上小学校	北総教育事務所指導室訪問
10/27	金	10:00	議場	市議会本会議（令和5年9月議会閉会）
10/29	日	9:00	スポーツプラザ	八街市民剣道大会
〃	〃	11:45	中央公民館	市民文化祭（カラオケ舞踊発表会）
10/31	火	10:00	大会議室	就学区域審議会
11/1	水	9:00	特別会議室・八街北中学校	インドネシア共和国西ジャワ州チアンジュール県生徒等市長表敬訪問・学校訪問
11/2	木	14:00	印旛合同庁舎	印旛地区教育委員会連絡協議会第3回定例常任理事会
〃	〃	15:00	〃	第3回印旛地区教育長会議
11/6	月	9:10	特別会議室	庁議
〃	〃		八街南中学校	北総教育事務所指導室訪問
〃	〃	15:15	市長室	インドネシア共和国西ジャワ州チアンジュール県生徒等市長表敬訪問
〃	〃	16:30	N u t s U p ?	同送別会
11/7	火	9:00	教育長室	教育委員会連絡会議
〃	〃	13:30	八街北中学校	校長会
〃	〃	17:00	J R 八街駅	子供・若者育成支援推進強調月間啓発活動
11/8	水	9:30	中央公民館	八街市小中学校音楽発表会
11/10	金	14:00	八街北中学校体育館	学校を核とした県内1000か所ミニ集会
11/12	日	9:40	中央公民館	第44回八街市婦人祭
〃	〃	10:30	図書館	ジュニア司書及びジュニア司書マイスター認定式
11/13	月	13:00	第5会議室	行財政改革推進本部会議
〃	〃	15:00	八街北中学校	教頭会
11/15	水	9:50	成田国際文化会館	印旛地区小中学校音楽発表会
11/16	木	9:25	中央公民館	八街市P T A連絡協議会合同研修会
〃	〃	12:50	白井市内	印旛地区教育委員会連絡協議会研修視察
11/17	金	15:30	佐倉市・文化財センター	印旛郡市文化財センター理事会

前回議事録の承認について

令和5年10月26日第10回定例会議事録・・・別添のとおり

議案第 1 号

八街市要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助実施要綱
の一部改正について

八街市教育委員会は、八街市要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助実施要綱の一部を次のとおり改正する。

令和 5 年 1 1 月 2 2 日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

八街市要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助実施要綱（平成 2 3 年教育委員会告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「6 0, 0 0 0」を「6 3, 0 0 0」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

2 この告示の施行日前に、既に令和 5 年度の新入学用品費の援助を受けている要保護者及び準要保護者に対して、この告示による改正後の新入学用品費の援助との差額を支給する。

第1号報告

令和6年度八街市立幼稚園の入園申込み状況について

八街市教育委員会は、令和6年度八街市立幼稚園の入園申込み状況について報告します。

令和5年11月22日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

第2号報告

八街市学校歯科医の委嘱について

八街市学校歯科医の委嘱について、次のとおり報告します。

令和5年11月22日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

氏名 朝野 崇

委託期間 令和5年10月1日～令和6年3月31日

委託校 八街中学校 1年生

第3号報告

八街市区域外就学に関する要綱の一部の改正について

八街市区域外就学に関する要綱の一部について、臨時代理により改正したので、八街市教育委員会行政組織規則第6条第2項の規定により次のとおり報告します。

令和5年11月22日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

八街市教育委員会は、八街市区域外就学に関する要綱の一部を次のとおり改正する。

第2条第8項を第9項とし、第8項を次のように改正する。

「より安全な通学路を確保するために、より近い学校への就学を希望する時。ただし、受け入れる学校の収容力が、将来的にも余裕があること。」

附則

この要綱は、令和5年11月1日より施行する。

第4号報告

専決処分について

八街市教育委員会は、給食費未払い分の支払督促の申立てについて、訴訟に移行することになったため臨時代理により市長に意見を申し出したので、八街市教育委員会行政組織規則第6条第2項の規定により報告します。

令和5年11月22日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

第5号報告

令和5年度八街市一般会計教育費予算の補正について

令和5年度八街市一般会計教育費予算の補正について、臨時代理により市長に意見を申し出したので、八街市教育委員会行政組織規則第6条第2項の規定により報告します。

令和5年11月22日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

第6号報告

専決処分について

八街市教育委員会は、物損事故による損害賠償の額等を定めることについて、市長から意見を求められたことから、臨時代理により異議無い旨回答したので、八街市教育委員会行政組織規則第6条第2項の規定により報告します。

令和5年11月22日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

八街市要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助実施要綱（平成23年教育委員会告示第2号）の一部を改正する告示 新旧対照表

新					旧				
第1条から第13条 (略)					第1条から第5条 (略)				
別表第1 (略)					別表第1 (略)				
別表第2 (第4条第2項)					別表第2 (第4条第2項)				
対象経費	内容	金額 (単位:円)		備考	対象経費	内容	金額 (単位:円)		備考
		小学校	中学校				小学校	中学校	
(略)					(略)				
新入学用品費	新入学児童生徒が通常必要とする学校品、通学用品又はその購入費	実費 (限度額 54,060)	実費 (限度額 <u>63,000</u>)	4月1日又は5月1日に認定を受けた小学校または中学校の第1学年に属する児童生徒(入学準備費の支給を受けた者を除く。)	新入学用品費	新入学児童生徒が通常必要とする学校品、通学用品又はその購入費	実費 (限度額 54,060)	実費 (限度額 <u>60,000</u>)	4月1日又は5月1日に認定を受けた小学校または中学校の第1学年に属する児童生徒(入学準備費の支給を受けた者を除く。)
入学準備費	修学旅行に参加するために直接必要な交通費、宿泊料、見学料及び均一に負担すべき経費(児童生徒が参加した場合。)	実費 (限度額 54,060)	実費 (限度額 <u>63,000</u>)	就学予定者	入学準備費	修学旅行に参加するために直接必要な交通費、宿泊料、見学料及び均一に負担すべき経費(児童生徒が参加した場合。)	実費 (限度額 54,060)	実費 (限度額 <u>60,000</u>)	就学予定者
(略)					(略)				

別記様式第 1 号から別記様式第 4 号 (略)

別記様式第 1 号から別記様式第 4 号 (略)

新旧対照表

八街市区域外就学に関する要綱（抄）

改正後	改正前
<p>(条件) 第2条 八街市教育委員会が就学すべき学校を指定した以外の学校に就学させる場合は、次の次号の一に該当するものとする。</p> <p>(1) 虚弱体質・病弱・身体障害などの理由で、就学先を変更することで通学の便が図れる時。</p> <p>(2) 住居の改築など、住居を一時的に異動し、引き続き在学していた学校に就学することを保護者が希望した時。</p> <p>(3) 就学指導委員会で特別支援学級に入級することが適で、しかも指定した学校に特別支援学級が設置されていない時。</p> <p>(4) 小学校第6学年及び中学校第3学年の児童・生徒で現在校での卒業を強く希望し、保護者が当該児童・生徒の通学に責任を持てる時。その他の学年の児童・生徒については、3学期以降の場合は教育的に配慮するものとする。</p> <p>(5) 学校で十分な指導をしているにも関わらず、いじめなどにより心身の安全が脅される時。</p> <p>(6) 就学指定校の変更がすでに許可され、在学している児童・生徒の兄弟姉妹と同じ学校へ就学を希望する時。</p> <p>(7) 就学指定校に希望する部活動がない時。</p> <p><u>(8) より安全な通学路を確保するために、より近い学校への就学を希望する時。</u> <u>ただし、受け入れる学校の収容力が、将来的にも余裕があること。</u></p> <p><u>(9) その他の事由により、教育的配慮を要する場合。</u></p>	<p>(条件) 第2条 八街市教育委員会が就学すべき学校を指定した以外の学校に就学させる場合は、次の次号の一に該当するものとする。</p> <p>(1) 虚弱体質・病弱・身体障害などの理由で、就学先を変更することで通学の便が図れる時。</p> <p>(2) 住居の改築など、住居を一時的に異動し、引き続き在学していた学校に就学することを保護者が希望した時。</p> <p>(3) 就学指導委員会で特別支援学級に入級することが適で、しかも指定した学校に特別支援学級が設置されていない時。</p> <p>(4) 小学校第6学年及び中学校第3学年の児童・生徒で現在校での卒業を強く希望し、保護者が当該児童・生徒の通学に責任を持てる時。その他の学年の児童・生徒については、3学期以降の場合は教育的に配慮するものとする。</p> <p>(5) 学校で十分な指導をしているにも関わらず、いじめなどにより心身の安全が脅される時。</p> <p>(6) 就学指定校の変更がすでに許可され、在学している児童・生徒の兄弟姉妹と同じ学校へ就学を希望する時。</p> <p>(7) 就学指定校に希望する部活動がない時。</p> <p><u>(8) その他の事由により、教育的配慮を要する場合。</u></p>

令和 5 年度八街市一般会計補正予算（第 8 号）

【教育費抜粋】

令和5年度八街市一般会計補正予算（第8号）

令和5年度八街市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ508,356千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,376,110千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年12月1日提出

八街市長 北村 新司

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		212,378	511	211,867
	1 議会費	212,378	511	211,867
2 総務費		2,172,628	37,531	2,210,159
	1 総務管理費	1,501,978	18,098	1,520,076
	2 徴税費	366,249	7,659	373,908
	3 戸籍住民基本台帳費	186,731	11,235	197,966
	5 統計調査費	19,604	332	19,936
	6 監査委員費	22,565	207	22,772
3 民生費		11,468,535	422,154	11,890,689
	1 社会福祉費	5,853,183	294,120	6,147,303
	2 児童福祉費	3,554,176	27,834	3,582,010
	3 生活保護費	2,061,176	100,200	2,161,376
4 衛生費		4,104,558	6,742	4,097,816
	1 保健衛生費	1,797,905	5,322	1,803,227
	2 清掃費	2,306,653	12,064	2,294,589
5 農林水産業費		447,027	2,209	449,236
	1 農業費	447,027	2,209	449,236
6 商工費		214,419	642	215,061
	1 商工費	214,419	642	215,061
7 土木費		1,446,334	6,496	1,452,830

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 土木管理費	93,869	1,701	95,570
	2 道路橋りょう費	618,427	1,461	619,888
	4 都市計画費	563,752	2,784	566,536
	5 住宅費	145,600	550	146,150
8 消防費		1,350,425	7,971	1,358,396
	1 消防費	1,350,425	7,971	1,358,396
9 教育費		2,502,538	31,319	2,533,857
	1 教育総務費	436,205	10,558	446,763
	2 小学校費	390,245	20,365	410,610
	3 中学校費	258,751	2,889	255,862
	4 幼稚園費	182,448	841	181,607
	5 社会教育費	377,643	1,016	378,659
	6 保健体育費	857,246	3,110	860,356
11 公債費		1,907,931	7,287	1,915,218
	1 公債費	1,907,931	7,287	1,915,218
歳	出	合	計	
		25,867,754	508,356	26,376,110

第2表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
(76) 防災メール配信システムの賃借	令和5年度から 令和6年度まで	千円 753
(77) 消防団消防車両の整備(2)	令和5年度から 令和6年度まで	千円 23,161
(78) 小中学校トイレ洗浄殺菌装置等の賃借	令和5年度から 令和6年度まで	千円 7,359
(79) 小中学校自家用電気工作物保安管理業務	令和5年度から 令和6年度まで	千円 2,927
(80) 小中学校・幼稚園浄化槽維持管理業務	令和5年度から 令和6年度まで	千円 4,946
(81) 小中学校・幼稚園貯水槽維持管理業務	令和5年度から 令和6年度まで	千円 4,049
(82) 小中学校・幼稚園消防設備保守点検業務	令和5年度から 令和6年度まで	千円 2,123
(83) 小中学校体育館・教育支援センターナチュラルAEDの賃借	令和5年度から 令和11年度まで	千円 4,350
(84) 小中学校プール授業支援業務	令和5年度から 令和6年度まで	千円 26,992
(85) 社会教育施設自家用電気工作物保安管理業務	令和5年度から 令和6年度まで	千円 403

事 項	期 間	限 度 額
(86) 中央公民館消防設備保守点検業務	令和5年度から 令和6年度まで	千円 207
(87) 図書館消防設備保守点検業務	令和5年度から 令和6年度まで	千円 385
(88) 郷土資料館消化器の賃借	令和5年度から 令和15年度まで	千円 20
(89) 小中学校・幼稚園飲料水水質検査手数料	令和5年度から 令和6年度まで	千円 1,435
(90) 市営グラウンド自家用電気工作物保安管理業務	令和5年度から 令和6年度まで	371
(91) 市営グラウンド等緑地維持管理業務	令和5年度から 令和6年度まで	千円 5,871
(92) スポーツプラザ浄化槽維持管理業務	令和5年度から 令和6年度まで	千円 498
(93) スポーツプラザ自家用電気工作物保安管理業務	令和5年度から 令和6年度まで	千円 282
(94) 公共施設予約システム保守管理業務	令和5年度から 令和6年度まで	千円 1,716
(95) 給食センター廃水処理施設維持管理業務	令和5年度から 令和6年度まで	千円 2,750

事 項	期 間	限 度 額
(96) 給食センター自家用電気工作物保安管理業務	令和5年度から 令和6年度まで	千円 344
(97) 給食センターボイラー保守点検業務	令和5年度から 令和6年度まで	千円 2,310
(98) 学校給食配送業務	令和5年度から 令和6年度まで	千円 27,690
(99) 学校給食残さ処分業務	令和5年度から 令和6年度まで	千円 2,367
(100) 学校給食残さ収集運搬業務	令和5年度から 令和6年度まで	千円 4,833

(注) 各事項名に付されている番号は、債務負担行為の管理上の番号である。

令和 5 年 度

八 街 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 8 号) に 関 する 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			内 訳
				特 定 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
1 議会費	212,378	511	211,867	0	0	0	511
2 総務費	2,172,628	37,531	2,210,159	10,291	23,000	34,761	15,479
3 民生費	11,468,535	422,154	11,890,689	142,931	0	0	279,223
4 衛生費	4,104,558	6,742	4,097,816	14,213	0	0	20,955
5 農林水産業費	447,027	2,209	449,236	0	0	0	2,209
6 商工費	214,419	642	215,061	0	0	0	642
7 土木費	1,446,334	6,496	1,452,830	0	11,600	0	5,104
8 消防費	1,350,425	7,971	1,358,396	0	0	0	7,971
9 教育費	2,502,538	31,319	2,533,857	0	0	0	31,319
11 公債費	1,907,931	7,287	1,915,218	0	0	0	7,287
歳出合計	25,867,754	508,356	26,376,110	167,435	11,400	34,761	317,560

3 歳 出

(款) 8 消 防 費

(項) 1 消 防 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一 般 財 源	区 分		金 額
				国 支 出	県 金	地 方 債	そ の 他				
										消火栓維持管理費 7,381	
										18 負担金補助及び交付金 7,381	
										・ 消火栓新設負担金 7,381	
計	1,350,425	7,971	1,358,396				7,971				

(款) 9 教 育 費

(項) 1 教 育 総 務 費

2事務局費	359,665	10,558	370,223				10,558	1 報 酬	6,587	一般職人件費 3,132
								2 給 料	802	02 給料 719
								3 職員手当等	2,617	・ 一般職給料 719
								4 共 済 費	297	03 職員手当等 2,116
								8 旅 費	255	・ 一般職職員手当 2,116
										04 共済費 297
										・ 共済組合負担金 297
										会計年度任用職員人件費 7,426
										01 報酬 6,587
										・ 会計年度任用職員報酬 6,587
										02 給料 83
										・ 会計年度任用職員給料 83
										03 職員手当等 501
										・ 会計年度任用職員手当 501
										08 旅費 255
										・ 費用弁償 255

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源				一般財源	区分		金額
				国 支 出	県 金	地方債	その他				
計	436,205	10,558	446,763					10,558			

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

1学校管理費	211,016	3,966	207,050				3,966	2 給料	19	一般職人件費	39		
								3 職員手当等	20	02 給料	19	・ 一般職給料	19
								12 委託料	4,005	03 職員手当等	20	・ 一般職職員手当	20
										小学校施設維持管理費	4,005		
										12 委託料	4,005		
										・ 空調保守点検業務	4,005		
2教育振興費	176,281	24,331	200,612				24,331	10 需用費	24,331	小学校教育振興費	24,331		
										10 需用費	24,331		
										・ 消耗品費	24,331		
計	390,245	20,365	410,610				20,365						

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

1学校管理費	115,219	2,889	112,330				2,889	12 委託料	2,889	中学校施設維持管理費	2,889
										12 委託料	2,889
										・ 空調保守点検業務	2,889
計	258,751	2,889	255,862				2,889				

(款) 9 教育費

(項) 4 幼稚園費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源				一般財源	区分		金額
				国 支 出	県 金	地方債	その他				
1幼稚園費	182,448	841	181,607				841	2 給料	1,824	一般職人件費 841 02 給料 1,824 ・ 一般職給料 1,824	
								3 職員手当等	576	03 職員手当等 576 ・ 一般職職員手当 576	
								4 共済費	407	04 共済費 407 ・ 共済組合負担金 407	
計	182,448	841	181,607				841				

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

1社会教育総務費	104,318	1,970	106,288				1,970	1 報酬	403	一般職人件費 1,461 02 給料 569 ・ 一般職給料 569
								03 職員手当等	683	03 職員手当等 683 ・ 一般職職員手当 683
								04 共済費	209	04 共済費 209 ・ 共済組合負担金 209
								01 報酬	403	会計年度任用職員人件費 509 01 報酬 403 ・ 会計年度任用職員報酬 403
								4 共済費	209	03 職員手当等 106 ・ 会計年度任用職員手当 106

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源				一般財源	区分		金額
				国 支 出	県 金	地方債	その他				
2公民館費	121,731	3,120	118,611				3,120	1 報酬	60	一般職人件費 483	
								2 給料	108	02 給料 108 ・ 一般職給料 108	
								3 職員手当等	243	03 職員手当等 243 ・ 一般職職員手当 243	
								4 共済費	132	04 共済費 132 ・ 共済組合負担金 132	
								12 委託料	3,663	会計年度任用職員人件費 60 01 報酬 60 ・ 会計年度任用職員報酬 60 中央公民館整備事業費 3,663 12 委託料 3,663 ・ 大会議室天井改修工事設 計業務 3,663	
3図書館費	147,464	2,166	149,630				2,166	2 給料	447	一般職人件費 1,709	
								3 職員手当等	652	02 給料 447 ・ 一般職給料 447	
								4 共済費	610	03 職員手当等 652 ・ 一般職職員手当 652	
								10 需用費	836	04 共済費 610 ・ 共済組合負担金 610 図書館管理運営費 457	
								12 委託料	379	10 需用費 836 ・ 修繕料 836 12 委託料 379	

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源				一般財源	区分		金額
				国 支 出	県 金	地方債	その他				
										・ 空調設備保守点検業務	
										379	
計	377,643	1,016	378,659				1,016				

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

1保健体育総務費	95,126	1,378	96,504				1,378	1 報酬	359	一般職人件費	926
								2 給料	380	02 給料	380
								3 職員手当等	639	・ 一般職給料	380
4スポーツラザ費	61,646	794	62,440				794	03 職員手当等	546	・ 一般職職員手当	546
								会計年度任用職員人件費	452	01 報酬	359
								01 報酬	359	・ 会計年度任用職員報酬	359
								03 職員手当等	93	・ 会計年度任用職員手当	93
								03 職員手当等	93	一般職人件費	513
								2 給料	56	02 給料	56
								3 職員手当等	332	・ 一般職給料	56
4 共済費	185	03 職員手当等	272								
		・ 一般職職員手当	272								
		04 共済費	185								
		・ 共済組合負担金	185								
		会計年度任用職員人件費	281								

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源				一般財源	区分		金額
				国 支 出	県 金	地方債	その他				
										01 報酬 221 ・ 会計年度任用職員報酬 221 03 職員手当等 60 ・ 会計年度任用職員手当 60	
5学校給食費	630,231	938	631,169				938	1 報酬 114 2 給料 159 3 職員手当等 599 4 共済費 66	一般職人件費 804 02 給料 159 ・ 一般職給料 159 03 職員手当等 579 ・ 一般職職員手当 579 04 共済費 66 ・ 共済組合負担金 66 会計年度任用職員人件費 134 01 報酬 114 ・ 会計年度任用職員報酬 114 03 職員手当等 20 ・ 会計年度任用職員手当 20		
計	857,246	3,110	860,356				3,110				

(款)11 公債費

(項) 1 公債費

1元 金	1,852,831	341	1,853,172				341	22 償還金利子及び割引料 341	市債償還元金 341 22 償還金利子及び割引料 341 ・ 市債元金償還金 341
------	-----------	-----	-----------	--	--	--	-----	-------------------	--

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
防災メール配信システムの賃借	753			令和5年度から 令和6年度まで	753	0	0	0	753
消防団消防車両の整備(2)	23,161			令和5年度から 令和6年度まで	23,161	0	20,200	0	2,961
小中学校トイレ洗浄殺菌装置等の賃借	7,359			令和5年度から 令和6年度まで	7,359	0	0	0	7,359
小中学校自家用電気工作物保安管理業務	2,927			令和5年度から 令和6年度まで	2,927	0	0	0	2,927
小中学校・幼稚園浄化槽維持管理業務	4,946			令和5年度から 令和6年度まで	4,946	0	0	0	4,946
小中学校・幼稚園貯水槽維持管理業務	4,049			令和5年度から 令和6年度まで	4,049	0	0	0	4,049
小中学校・幼稚園消防設備保守点検業務	2,123			令和5年度から 令和6年度まで	2,123	0	0	0	2,123
小中学校体育館・教育支援センターナチュラルAEDの賃借	4,350			令和5年度から 令和11年度まで	4,350	0	0	0	4,350
小中学校プール授業支援業務	26,992			令和5年度から 令和6年度まで	26,992	0	0	0	26,992
社会教育施設自家用電気工作物保安管理業務	403			令和5年度から 令和6年度まで	403	0	0	0	403

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
中央公民館消防設備保守点検業務	207			令和5年度から 令和6年度まで	207	0	0	0	207
図書館消防設備保守点検業務	385			令和5年度から 令和6年度まで	385	0	0	0	385
郷土資料館消化器の賃借	20			令和5年度から 令和15年度まで	20	0	0	0	20
小中学校・幼稚園飲料水水質検査手数料	1,435			令和5年度から 令和6年度まで	1,435	0	0	0	1,435
市営グラウンド自家用電気工作物保安管理業務	371			令和5年度から 令和6年度まで	371	0	0	0	371
市営グラウンド等緑地維持管理業務	5,871			令和5年度から 令和6年度まで	5,871	0	0	0	5,871
スポーツプラザ浄化槽維持管理業務	498			令和5年度から 令和6年度まで	498	0	0	0	498
スポーツプラザ自家用電気工作物保安管理業務	282			令和5年度から 令和6年度まで	282	0	0	0	282
公共施設予約システム保守管理業務	1,716			令和5年度から 令和6年度まで	1,716	0	0	0	1,716
給食センター廃水処理施設維持管理業務	2,750			令和5年度から 令和6年度まで	2,750	0	0	0	2,750

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
給食センター自家用電気工作物保安管理業務	344			令和5年度から 令和6年度まで	344	0	0	0	344
給食センターボイラー保守点検業務	2,310			令和5年度から 令和6年度まで	2,310	0	0	0	2,310
学校給食配送業務	27,690			令和5年度から 令和6年度まで	27,690	0	0	0	27,690
学校給食残さ処分業務	2,367			令和5年度から 令和6年度まで	2,367	0	0	0	2,367
学校給食残さ収集運搬業務	4,833			令和5年度から 令和6年度まで	4,833	0	0	0	4,833